

組織・定員管理に係る基準

1. 経緯

- (1) 昨年12月に決定された「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)において、公務員制度改革は、その柱の一つとされ、内閣官房行政改革推進事務局を中心に検討が進められてきており、6月には「公務員制度改革の基本設計」(平成13年6月29日行政改革推進本部決定)が取りまとめられた。
- (2) 「基本設計」では、改革課題の一つとして「機動的・弾力的な組織・定員管理」が掲げられ、「行政組織の減量化を実現しつつ、各府省が自らの判断と責任において各府省内の組織・定員管理を機動的・弾力的に行うことができる仕組みを構築する」こととして、そのための方策と検討課題が盛り込まれた。
- (3) 今回の「組織・定員管理に係る基準」は、「基本設計」の中で、「機動的・弾力的な組織・定員管理の実現に資するため、組織・定員に係る要求・審査について、あらかじめ明確かつ具体的な基準を設定・公表し、これに沿って必要な範囲で、迅速に審査を行うルールを確立する。」とされたことを踏まえて、総務省行政管理局において決定し、公表するもの。

なお、公務員制度改革については、12月を目途に策定する「公務員制度改革大綱(仮称)」において、改革に向けた法制化等の具体的な内容、平成17年度までの集中改革期間におけるスケジュール等を明らかにすることとされているが、今回の「組織・定員管理に係る基準」は、「基本設計」の中で「早期の具体化が可能な項目については、逐次その実現を図ることとする」とされていることを踏まえ、今般決定し、実施することとしたもの。

2. 「基準」の性格

- (1) 各府省が組織の新設改廃、定員の増減等の設計を行う際の方針や、これらを行う際の手続等をあらかじめ定めるもの。また、併せて、「基本設計」に盛り込まれた「自主的な組織管理」、「自主的な定員管理」の措置の具体化を図ったもの。
- (2) これにより、各府省の「人事管理権者」たる大臣が自らの判断と責任において機動的・弾力的

に組織・定員管理を行うことの実現に資するもの。

また、これにより、審査の透明性、客観性及び効率性を担保すること等を通じて、各府省の事務負担の軽減・合理化を図るもの。

【本件問合せ先】総務省行政管理局

(全体及び組織)

企画官：山下5253-5305(直通)

(定員)

副管理官：横田5253-5311(直通)

1．組織編成・定員管理に関する方針

(1)組織編成に関する方針

組織規律

- ・ 国家行政組織法等が定める組織構造、組織類型等の基準
- ・ 中央省庁等改革等既定方針

政府の行政改革の方針との整合性

中央省庁等改革基本法、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)等が掲げるスリム化等の方針との整合性

事務の配分の適切性及び政策遂行のツールとしての的確性

各府省の判断と責任において、検証

(2)定員管理に関する方針

基本的考え方

政府全体として、スリム化を一層進めるとともに、その中で社会経済情勢の変化に的確に対応しうるようメリハリのある定員配置を実現

基本方針

- ・ 定員の計画的削減の着実な実施
- ・ スリム化を阻害しない範囲で、可能な限り弾力的な定員再配置に努めることとし、必要最小限の定員の増加による対応

2．組織・定員の新設改廃の手続

(1)組織の新設改廃の手続

組織管理においては、本省庁内部部局の課・室等の改編について、各府省ごとの課・室等の総数及び職責給総額の範囲内であれば、局・部の改編に伴うものを除き、各府省の判断と責任において行うことができることとする。

(2)定員の増減等の手続

定員管理においては、各府省内の定員移動について、内部部局の範囲内であれば、各府省の判断と責任において行うことができることとする。

3．緊急時対応

予算編成時に想定されなかった緊急の行政需要に対する機動的・迅速な対応方針

4．各府省の事務負担の軽減・合理化

組織管理部局は、各府省の審査関係事務負担の軽減・合理化を図る。

「公務員制度改革の基本設計」(平成13年6月29日行政改革推進本部決定)(抄)

7 組織のパフォーマンスの向上

(1)機動的・弾力的な組織・定員管理

国の公務員総数が全体として削減され、行政組織の減量化が求められていく中で、時々刻々変化する内外環境に即応して、政府のパフォーマンスの最大化を図るためには、その時々で最適と考えられる組織編成・人員配置を機動的・弾力的に行うことが必要である。

このため、行政組織の減量化を実現しつつ、各府省が自らの判断と責任において各府省内の組織・定員管理を機動的・弾力的に行うことができる仕組みを構築するとともに、府省の枠を超えて政府全体として最適な人員配置ができる新たな仕組みを創設する。

自主的な組織管理

組織管理においては、本省庁内部部局の課・室等の改編について、各府省ごとの課・室等の総数及び職責給総額の範囲内であれば、局・部の改編に伴うものを除き、各府省の判断と責任において行うことができることとする。

自主的な定員管理

定員管理においては、各府省内の定員移動について、内部部局の範囲内であれば、各府省の判断と責任において行うことができることとする。

インナーソーシング制度の構築

府省の枠を超えたダイナミックな人員の再配置を行うことができるよう、内閣の重要課題として特定分野の機能強化が必要と判断される場合には、当該分野を担当する府省へ他の府省から人員の再配置を行わせる仕組み(インナーソーシング制度)を構築する。

組織・定員管理に係る基準の設定・公表

機動的・弾力的な組織・定員管理の実現に資するため、組織・定員に係る要求・審査について、あらかじめ明確かつ具体的な基準を設定・公表し、これに沿って必要な範囲で、迅速に審査を行うルールを確立する。また、これにより、審査の透明性、客観性及び効率性を担保すること等を通じて、各府省の事務負担の軽減・合理化を図る。

<主な検討課題>

- ・ 本省庁内部部局の課・室等の総数及び職責給総額の設定方法
- ・ 各府省の判断と責任において定員移動を行うことができる具体的な範囲
- ・ インナーソーシング制度の具体的な仕組み
- ・ 組織・定員管理に係る基準の具体的な内容
- ・ 年度途中の緊急ニーズに対応するための方策